

JAXA第4期中長期目標及び第4期中長期計画の変更について

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（科技イノベ法）の改正に基づき、JAXA法第18条（業務の範囲等）が改正（出資機能の追加）されたため、JAXA中長期目標・計画の変更を行う。

第十八条

十 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。

（令和3年4月1日施行）

◆法改正のポイント

AIやIoTなど科学技術・イノベーションの急速な進展により、人間や社会の在り方と科学技術・イノベーションとの関係が密接不可分となっている現状を踏まえ、人文科学を含む科学技術の振興とイノベーション創出の振興を一体的に図っていくため、科学技術基本法、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律、内閣府設置法等の一部を令和2年6月に改正した。施行の期日は、令和3年4月1日。

（内閣府 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律への改正の概要より抜粋）

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の改正により、法人の成果を活用する事業者等に出資できる研究開発法人に、JAXA含む5法人が追記された。（p.4参照）

◆ 出資機能のポイント

科技イノベーション法第34条の6に基づき、研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、JAXAは、以下①～③の者に対し、出資並びに人的及び技術的援助（出資等）を行うことができる。（内閣府 研究開発法人による出資等に係るガイドラインを参照）

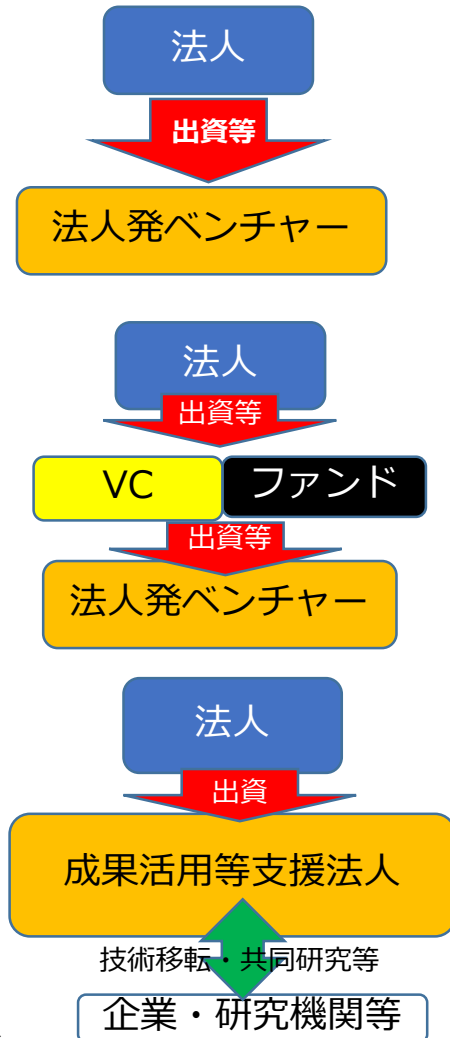
- ① **出資等を行う研究開発法人の研究開発成果を活用するベンチャー**（いわゆる研究開発法人発ベンチャー）
【科技イノベーション法第34条の6第1項第1号に規定】

- ② **出資等を行う研究開発法人発ベンチャーに対して、必要な助言、資金供給等を行うベンチャーキャピタル（VC）又はファンド（ベンチャーキャピタル等）**
【科技イノベーション法第34条の6第1項第2号に規定する成果活用事業者に対し当該成果活用事業者の行う事業活動に必要な助言や資金供給等の事業を行う者】

- ③ **成果活用等支援法人（※）**
【科技イノベーション法第34条の6第1項第3号に規定する研究開発法人の成果の民間事業者への移転、共同研究開発等についての企画及びあっせん等により研究開発法人の研究開発の成果の活用を促進する者】

※ 以下のような当該研究開発法人の成果の活用を促進する活動を行う法人。

- ① 研究開発法人の研究開発の成果の民間事業者への移転
- ② 研究開発法人の共同研究開発等についての企画及びあっせん
- ③ その他の研究開発法人の成果の活用を促進する活動（研究開発法人の有する研究開発成果等を活用できる企業とのプラットフォームの構築並びに当該プラットフォームを通じた企業への情報提供及び連携促進等）



◆中長期目標への具体的記載

Ⅲ.4.1 民間事業者との協業等の宇宙利用拡大及び産業振興に資する取組(赤字部分を追記)

(前略)

また、民間の活力の活用を更に促進することを目指し、民間でできるものは民間から調達することを基本とする。民間活力活用の促進のため、「**科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律**」(平成20年法律第63号)に基づき、**JAXAの研究開発の成果に係る成果活用事業者等に対して、出資並びに人的及び技術的援助の業務等を行うことで、JAXAの研究開発成果を活用する事業創出及びオープンイノベーションを喚起する取組を強化するとともに、ベンチャー企業や異業種企業を含む宇宙産業への参入促進、事業化の加速及び宇宙産業の競争力強化等に取り組み、宇宙産業の拡大及び宇宙産業を担う人材の育成にも貢献する。**(以下略)

(参考) 中長期目標への追記を受けて、中長期計画にも以下のように追記予定。

I.2.1 民間事業者との協業等の宇宙利用拡大及び産業振興 に資する取組

(前略)

また、民間の活力の活用を更に促進することを目指し、民間でできるものは民間から調達することを基本とする。民間活力活用の促進に向け、「**科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)**」に基づき、**JAXAの研究開発の成果に係る成果活用事業者等に対して、出資並びに人的及び技術的援助の業務等を行うことで、JAXAの研究開発成果等を活用した新たなベンチャービジネス等を創出するため、研究開発成果の積極的な発信や、民間事業者等との連携によるJAXA内外のアイデアの発掘、事業化に向けた検討の促進、職員による積極的な事業化を促進する支援制度等の環境の整備・強化等を行う。**加えて、ベンチャー企業や異業種企業を含む宇宙産業への参入促進等のため、宇宙及び地上でのビジネスに有用な技術の研究開発並びに実証機会の提供の多様化及び拡大に取り組む。これらを通じて、宇宙産業の拡大及び宇宙産業を担うJAXA内外の人材の育成にも貢献する。

(以下略) 3

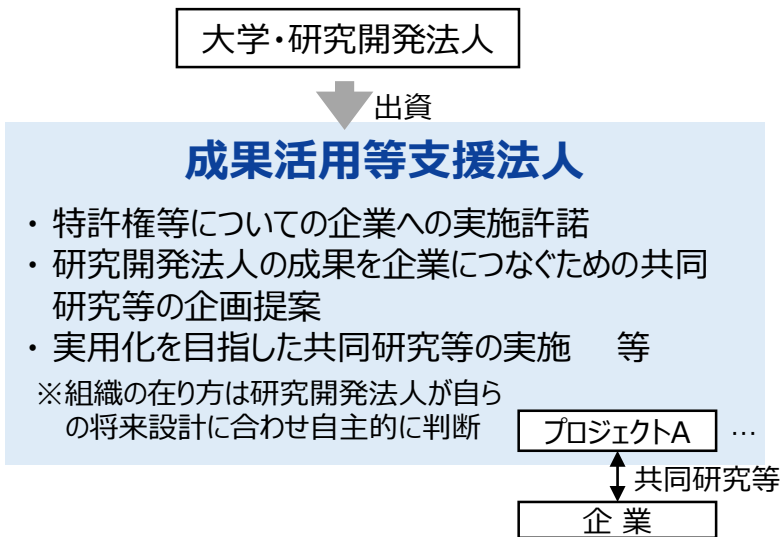
研究開発法人等の共同研究機能の外部化関係の法改正概要

新たな制度概要

1. 成果活用等支援法人において共同研究等が実施できる旨を明確化

○成果活用等支援法人の活動内容として、民間事業者との共同研究や受託研究の実施を法律上明確に位置づける。 ※国立大学法人等は政令改正で対応予定

成果活用等支援法人のイメージ



学外において外部資金を活用した研究拠点を設立している例

●SRI International (米国)

- ・スタンフォード大学から独立
 - ・研究・製品開発やコンサルティングサービス等をグローバルに実施
- (総収入：約6億ドル/職員数：約1700名)



●IMEC (ベルギー)

- ・ナノエレクトロニクス、ナノテクノロジー分野における世界的研究拠点
 - ・ルーベン大学が核となり、諸外国の企業・大学等が共同研究を活発に実施
- (総収入：約4.15億ユーロ/所属研究者数：3500名)



2. 科技イノベ活性化法別表第3に出資業務を行うことができる法人として5法人を追加 (22→27法人)

- 防災科学技術研究所
- 宇宙航空研究開発機構
- 海洋研究開発機構
- 日本原子力研究開発機構
- 国立環境研究所